

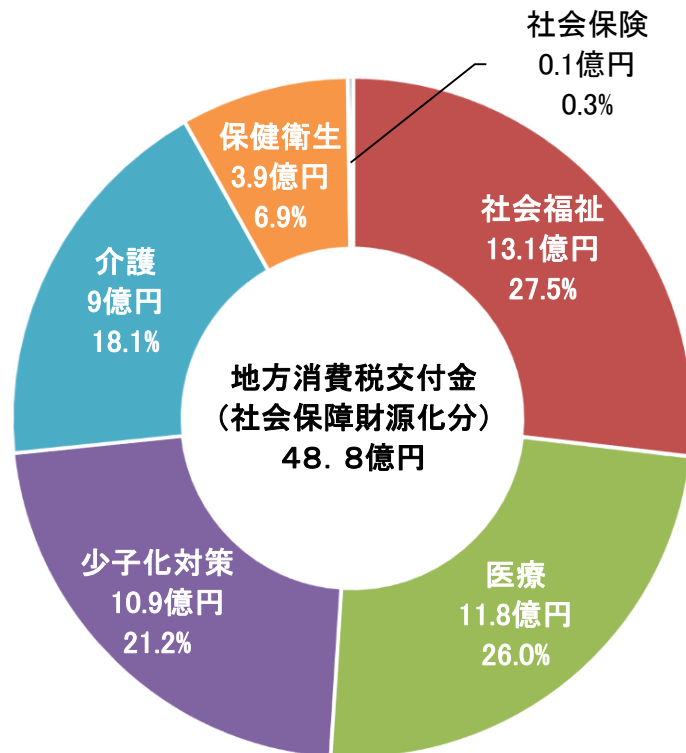
消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使い道

消費税率(国・地方)については、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられました。このうち、地方消費税率については1.7%から2.2%に引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収については、「消費税法第1条第2項に規定する経費(年金、医療、介護、少子化対策の社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険、保健衛生)」に充てるものとされています。

令和6年度決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)48.8億円については、次の事業の一部に使いました。

引上げ分に係る地方消費税交付金増収分の使途と充当額



主な使い道

社会福祉

- 老人福祉センターの管理運営等
- 生活保護費及び児童扶養手当等の支給、生活困窮者への自立支援の実施
- 障害福祉サービス費等の支給

医療

- 福祉医療費の支給
対象:子ども、重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭等
- 難病患者等への支援

少子化対策

- 放課後児童クラブの充実(児童クラブの定員増及び増改築の推進)
- 認定こども園への施設型給付費等の給付
- 児童手当の支給、妊婦健診等の実施

介護

- 介護保険サービス費の公費負担分

保健衛生

- がん検診、小児健診、不妊治療費助成等の実施
- 各種予防接種、感染症予防等の実施